

# 「ホワイト物流」推進運動

## 持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言

企業・組合名	役職	氏名	所在地	主たる事業	ホームページ
株式会社吉野家ホールディングス	執行役員 グループ商品本部長	栗岡 琢也	東京都	宿泊業、飲食サービス業	<a href="https://www.yoshinoya-holdings.com/">https://www.yoshinoya-holdings.com/</a>

当社は、「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、以下のように取り組むことを宣言します。

最終更新:	2021/06/20
-------	------------

**(取組方針)**

・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組めます。

**(法令遵守への配慮)**

・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。

**(契約内容の明確化・遵守)**

・運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。

No.	分類番号	取組項目	取組内容
1	A ①	物流の改善提案と協力	物流協力会社と常時情報共有し、店舗配送に関わる運転者の拘束時間の削減、作業負荷の軽減、納品方法の改善、配送ルートの最適化などを検討する場を設けて物流業務の改善を進めます。
2	A ③	パレット等の活用	パレット、カゴ台車、折りたたみコンテナ、通い箱等を活用し、荷役時間を削減します。
3	A ⑫	混雑時を避けた配送	店舗繁忙時や道路の渋滞時間を避けた納品をすることで運転者の拘束時間を削減していきます。
4	A ⑬	発注量の平準化	配送センターへの納品体制の見直しをおこない曜日別の納品量の平準化を図り、庫内作業員の負荷を軽減していきます。
5	C ①	契約の相手方を選定する際の法令遵守状況の考慮	物流事業者を選定する際に関係法令の遵守状況を確認し、法令遵守ができるよう必要な配慮を行います。
6	D ②	異常気象時等の運行の中止・中断等	台風・豪雨・豪雪等の異常気象が発生した際や発生が予見される際には、物流協力会社と安全な運行が可能かの確認を行い無理な運行は実施しません。

PR欄	<p>当社グループは、グループの経営理念である「For the People」の精神にみられるとおり、事業活動を通じて国や地域を越えた世界中の人々のために貢献できる企業としてかけがえのない存在になること、そして行動憲章の精神をグループ全社の役職員の行動の拠りどころとして、法令を遵守し、社会への責任を果たしていくことで、社会から信頼される企業となることを目指してまいります。</p>
-----	---